

佐倉市の教育職員に関する業務量管理・ 健康確保措置実施計画

令和8年4月

佐倉市教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・現状 3～4
2. 目標 5
3. 計画の期間 5
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容 6～8
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて . . . 9

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、千葉県の『学校における働き方改革推進プラン』を踏まえ、教育職員の業務量を適切に管理し、心身の健康を確保するための措置を体系的に講じることを目的として策定しています。これは『第3次佐倉教育ビジョン中期推進計画』に基づき、子どもたち一人ひとりの可能性を最大限に伸ばす質の高い教育を実現するための重要な取り組みです。

近年、学校現場では多様な教育課題への対応や業務の複雑化により、教育職員の負担が増大しています。過重な業務は、教員の健康や意欲に影響を及ぼすだけでなく、教育の質にも直結します。

そこで、本計画では「学校における働き方改革」を推進し、教育職員が子どもと向き合う時間を確保し、創造的で質の高い授業や支援を行える環境を整えます。

本計画を通じて、教員が健全な働き方を実現し、専門性を発揮できる体制を構築することで、子どもたちへの教育の充実を図ります。

(2) 佐倉市の現状

佐倉市では、業務負担の軽減と教育の質向上を両立するため、校務DXを推進し、校務支援システムの活用や事務作業の効率化を進めています。

また、令和5年度からは ※『佐倉型カリキュラム・マネジメント』を導入し、学校教育の計画的・組織的な運営を強化しています。

教員が子どもと向き合う時間を確保できる環境づくりに努め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできました。

※ 詳細はP7参照

こうした取組の結果、佐倉市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和7年度は以下のとおりでした。

【令和7年度の時間外在校等時間の状況（11月）】 [校長]

	時間外在校等時間平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	35時間28分	21.7%	0%
中学校	31時間55分	18.1%	0%
平均	33時間41分	19.9%	0%

【令和7年度の時間外在校等時間の状況（11月）】 [副校長・教頭]

	時間外在校等時間平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	66時間53分	62.5%	20.8%
中学校	64時間05分	58.3%	25.0%
平均	65時間29分	60.4%	22.9%

【令和7年度の時間外在校等時間の状況（11月）】 [教職員]

	時間外在校等時間平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	36時間50分	30.1%	2.5%
中学校	53時間19分	42.2%	16.6%
平均	45時間 4分	36.1%	9.5%

時間外在校等時間が45時間を超える割合は、副校長・教頭・教職員において高くなっています。特に、成績処理や校務分掌に関する事務作業、行事準備、部活動指導、保護者対応などの業務で負担感が大きくなっています。

さらに、特別支援教育や個別最適な学びへの対応、ICT活用に伴う準備や研修、学校行事の安全管理業務も教員の時間的負担を増加させています。

このような状況を改善するため、校務の効率化や業務の重点化、部活動の地域展開の推進、ICT活用の支援体制強化を図ることによって、教育職員に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要です。

これらを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき、本計画を策定します。

2. 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1 箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。
- ・ 1 箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・ 年間の年次有給休暇の一人あたりの取得日数を令和11年度までに20日とする。

校務DXや「佐倉型カリキュラム・マネジメント」を推進し、業務の効率化と重点化によって教員がこどもと向き合う時間という余白を生み出し、教育職員が生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指します。

3. 計画の期間

令和8年度～令和11年度

	取組内容	1 箇月時間外在校等時間が 4 5 時間以下の割合 [教職員]	1 箇月時間外在校等時間の平均時間 [教職員]
令和8年度	・ 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し ・ 学校における措置の推進 ・ 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組	70%	41時間以下
令和9年度		80%	37時間以下
令和10年度		90%	33時間以下
令和11年度		100%	30時間以下

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

佐倉市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

[イ] 学校以外が担うべき業務

◆ 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）

- ・各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間を教育職員の勤務開始時間より後に設定することを推進する。
- ・スクールガードボランティアなどを通じて、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

◆ 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応（「3分類」②関係）

- ・放課後から夜間における見回りについては、保護者又は地域住民が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
- ・学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

◆ 給食費の公会計化（「3分類」③関係）

- ・市が給食費を一元的に管理し、可能な限り迅速に公会計化を実施する。

[ロ] 教育職員以外が積極的に参画すべき業務

◆ 調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）

- ・校務支援システムの機能等を活用することによって、市から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。

◆ 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理（「3分類」⑦関係）

- ・必要に応じて、ICT支援員にウェブサイトの作成・管理を委託できる体制を構築する。

◆ ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理（「3分類」⑧関係）

- ・教育委員会と連携を図りながら、ICT支援員が中心となって行うこととする。

◆ 校内清掃（「3分類」⑫関係）

- ・学級担任等の教育職員は児童生徒に対する指導を中心に担うものとし、校内清掃の実施回数や範囲の合理化を推進する。

◆部活動（「3分類」⑬関係）

- ・令和8年度中に、原則、休日の全ての運動部活動の地域展開を実現する。平日の部活動については、活動時間等の適正化を図り、可能な限り迅速に部活動指導員の配置拡充等を進める。

[ハ] 教育職員の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

◆授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）

- ・授業準備や採点作業等を補助するスクールサポートスタッフの活用を更に推進する。
- ・クラウド機能や自動採点技術等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

◆水泳学習の見直し

- ・小学校における民間委託の推進、中学校における実技を伴わない対応の実施により、施設管理を含む業務負担を軽減する。

◆支援が必要な児童生徒・家庭への対応（不登校含む）（「3分類」⑲関係）

- ・心の教育相談員や多様な学びの相談員、スクールカウンセラー等が生徒指導関係の校内会議へ参加し、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校は、教育課程における年間総授業時数や週あたり授業時数については、年度当初の計画段階で必要性を精査し、適正な時数となるよう設定する。
- ・「佐倉型カリキュラム」の継続的な実施…週あたりの授業時数を基本時数より2時間削減し、小学校は23～27コマ、中学校は27コマで編成する。モジュール学習の導入や短縮時程の見直し等を通じて、必要時数と放課後の時間を確保する。
- ・当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。

- ・クラウドやAIなどのデジタル技術の活用により、教材・指導案の共有や校務分掌に関する事務作業を効率化する。
- ・ICTの活用により、家庭学習（デジタルドリル）や、連絡帳のデジタル化、ワークシート作成等の教材準備時間の削減を一層推進する。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・学校は、1箇月時間外在校等時間が80時間を超え、疲労の蓄積が認められ、申し出を行った教育職員には医師による面接指導を実施する。
- ・学校は、11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ・学校は、ストレスチェックでの高ストレス者に対して、本人による面接希望があれば、医師等と面接指導を実施する。
- ・学校は、職員が自分自身の悩み等について、スクールカウンセラーへ日常的に相談できるよう、相談日程や予約方法を明確にし、相談しやすい環境を整備する。
- ・50人未満の学校も含め、ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善を推進する。
- ・年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- ・令和8年度中に、学校または個人における定時退校日を月4回以上設定するよう推進し、長期休業等の期間中に5日間の一斉閉校期間の設定を行う。
- ・時差出勤勤務制度の導入について、令和8年度中に検討を行う。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- ・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している出退勤管理システムで把握し、その他については、本市で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- ・教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・各学校における働き方改革の取組が進むよう、本計画の周知を徹底する。併せて、現場の意見を反映した研修や、管理職向けのマネジメント・労務管理に関する研修を充実させるなど、教育委員会による支援を強化する。
- ・各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。
- ・取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、佐倉市のホームページで公表するとともに、定例の佐倉市教育委員会会議及び佐倉市総合教育会議において報告することとする。